

第4章 救急・援助活動の充実

1 救急・救助体制充実の要請等

(総務課・西入間広域消防組合)

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携及び協力関係を確保するとともに、救急・救助体制の充実を図るよう要請します。

2 応急手当の普及啓発活動の推進

(総務課・西入間広域消防組合)

交通事故による負傷者の救命率の向上を図るとともに、身体的被害を最小限にとどめるためには、交通事故現場に居合わせた「関係者」らによる適切な応急手当てを行う必要があります。

このため、自動体外除細動器（AED）の使用を含めた救命講習会を随時開催し、町民の積極的な参加を呼び掛けるとともに、「広報はとやま」や「町ホームページ」を活用し、自動体外除細動器（AED）の設置場所に関する情報提供に取り組むなど、応急手当の普及啓発活動を推進します。

3 救急救命士の養成等の推進

(西入間広域消防組合)

交通事故発生による救急現場においては、負傷者に対する高度な救急救命措置が迅速かつ適切に実施されることにより、負傷者の救命率の向上が図られます。

このため、「気管挿管」や「薬剤投与」等の特定行為（医師の具体的指示のもとに実施する救急救命措置）が実施できる、救急救命士の計画的養成並びに育成を要請します。